

裁 決



審査請求人



処 分 庁

墨 田 区 長

審査請求人が平成30年3月26日付けで提起した区政情報部分公開決定処分を取り消し、非公開とされた部分の一部の公開を求める審査請求について、墨田区行政不服審査会に諮問し、その答申を得て、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成30年1月1日付けで処分庁に対し、墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度まで（平成29年度にあつては、平成29年12月末日まで）の次の報告書等の公開請求を行った。
 - (1) 全庁の各所属長等から総務部職員課（総務部長・課長・係長宛等の全てを含

- む。)に提出のあった職員(正規職員及び臨時職員等の全て)の不祥事(パワハラ・セクハラ・加害の交通事故・犯罪・不始末等)に係る報告書等(口頭報告により記録された文書類を含み、添付の資料等は除く。)及び顛末書等^{てんまつ}
- (2) 職員課(総務部長・課長・係長宛等の全てを含む。)に提出された、区民部(窓口課・国保年金課・税務課)と住民(区民及び区民以外を含む。)とのトラブル等(住民との問題事項・懸案事項・課題事項等)に係る報告書等(口頭報告により記録された文書類を含み、添付の資料等は除く。)
- 2 処分庁は、上記1の公開請求に対して、公開・非公開の判断の整理に時間を要するため、公開の可否の決定期間を延長することを決定し、平成30年1月18日付けで区政情報公開決定等期間延長通知書(29墨総職第1967号)を審査請求人に送付した。
- 3 処分庁はその後、職員の氏名、生年月日、年齢、採用年月日、勤続年数、担当(係)名、職名、所属校名等については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、それぞれ当該部分を非公開とすることと決定し、平成30年2月16日付けで区政情報部分公開決定通知書(29墨総職第2164号。以下「本件通知書」という。)を審査請求人に送付した。
- 4 審査請求人は、当該部分公開決定(以下「本件処分」という。)を不服とし、非公開とされた部分の一部を公開することを求める審査請求書を平成30年3月26日付けで郵送し、同年3月28日に当庁に到達した。
- 5 当庁は、条例第17条第2項及び第3項の規定に基づき、平成30年5月10日付けで弁明書の写しを添えて墨田区行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。
- 6 その後、当庁は、令和元年9月26日付けで審査会の答申を得て、同年10月4日付けで審理手続を終結した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（平成30年3月26日付け）及び審査会に対して提出された意見書（平成30年6月27日付け）において、次のとおり本件処分を取り消し、非公開とされた部分の一部を公開するよう求めている。

(1) 審査請求の趣旨

処分庁が平成30年2月16日付けで審査請求人に対して行った本件処分を取り消し、上記事案の概要1(1)の非公開とされた部分のうち、職員の氏名、採用年月日、勤続年数、担当（係）名、職名、所属校等（本裁決の別表のうち、「審査請求人が公開を求める部分」欄に記載された情報）の公開を求める。

なお、上記事案の概要1(2)の報告書等については、公開を求めない。

(2) 審査請求の理由

審査請求に係る決定は、次のとおり違法及び不当である。

ア 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）と条例は同じ内容を規定している。非公開とする理由及び根拠は、条例第6条第2号の「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人が識別できなくとも、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため」とあるが、単なる確率的な可能性でほぼ全てを取り扱い非公開としている。

イ 情報公開法では、不開示情報が記録されている場合における行政機関の長の執るべき行為について明文の規定を設けていないが、第5条第1号の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の「おそれ」の概念は、「有無についての判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。」のである。各規定の

要件の該当性を客観的に判断し、個人の権利利益を保護する事務の根拠となる規定・趣旨に照らし、「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

ウ 地方公務員法第29条（懲戒）及び墨田区職員服務規程等の服務に関する法令等の諸規定の違反により、懲戒免職・停職・減給の処分はもちろん、戒告・訓告・嚴重注意を受けた者は、法及び規程上の過ちを犯し処分されたのである。このような者に、情報公開法及び条例の法的保護を該当させるべきではない。

エ 不祥事については再発の防止からも積極的に公表すべきである。公表の有無や範囲は墨田区行政の任意ではあるが、議会やマスコミ等を通じての区民等への公表は、全職員に自覚を促し再発を抑止する効果がある。多くの自治体で行われており、時代の趨勢である。

オ 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せの統一方針に則って取り扱うものとし、この取扱方針に基づき行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（第5条第1項ただし書イ）に該当することとなり、開示されるのである。

カ 疾病による休職や免職などの分限被処分者の公開を求めているのではなく、非違行為を行い地方公務員法等の法令等の諸規定違反により、懲戒処分・停職・減給等の懲罰処分を受けた職員の所属・職名・氏名等の公開を求めている。

また、その職員の生年月日や住所、心身の状況、病歴、親族関係など個人のプライバシーに関するものは求めている。

キ 非違行為を行った職員をお互い様の身内意識から庇い立てをすることは、

区民には到底受け入れられない。墨田区では平成16年に、「職員が知り得た職員の違法な行為等に係る通報（内部公益通報要綱）制度」を設けているが、身内意識からの庇い立てがまかり通るようでは1件もないだろう。

ク よって、本件処分は違法及び不当であり、本件審査請求を認容すべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書（平成30年4月27日付け）及び審査会が聴取した口頭理由説明（平成31年4月16日聴取）において、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

その理由は、以下のように要約される。

(1) 本件に係る法令等の定めについて

ア 条例第6条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、原則として非公開情報としている。

また、条例第6条第2号ただし書ウにおいて「当該個人が公務員等（・・・）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、非公開情報から除かれる情報としている。

イ 一方、情報公開法第5条第1号では、個人に関する情報について、原則として不開示情報としており、同号ただし書ハにおいて「当該個人が公務員等（・・・）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、不開示情報から除かれる情報としていることから、非

公開情報（不開示情報）から除外される情報は同意義であると解される。

ウ 条例及び情報公開法における個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であって、個人の識別に係る情報を原則不開示（非公開）とした上で、個人の権利利益を侵害せず不開示（非公開）にする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものをただし書で例外的開示事項として列挙する方式が採用されている。

エ 裁判例においては、「国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が情報公開法第5条第1号に規定する『個人』に当たることを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないものと解するのが相当である」（平成15年11月11日最高裁第三小法廷判決／平成10年（行ヒ）54号）と判示しているが、この判決は、情報公開法のように公務員等に係る情報も「個人に関する情報」であることを前提としている。

オ 情報公開法第5条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とする部分は、個人が識別されない部分を開示しても、個人の権利利益が害されない場合には、その部分を開示すべきことを明らかにするとともに、その反対解釈として、たとえ個人が識別されない部分であっても、それを開示することが個人の権利利益を害することがあり得るという前提に立ち、かかる部分は開示を禁ずる趣旨であると解されている。

カ 情報公開法第5条第1号ただし書ハの「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、行政庁として分任する職務の遂行に係る情報のことであり、ある公務員AがBによって分限処分を受けた場合、当該処分を行うことは、Bにとっては職務の遂行に係る情報ではあるが、Aにとっては職務に関する情報では

あっても、職務の遂行に係る情報ではない。内閣府の情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成19年2月9日／平成18年度（行情）第379号）においても、懲戒処分を受けることは被処分者に分任された職務遂行に係る情報とはいえないと判断している。

キ 情報公開法第5条第1号ただし書ハの「公務員等の職に関する情報」については、行政情報でもあり、公務員等の個人に関する情報でもあるが、行政情報の観点からみた場合、その職務遂行に係る情報と密接不可分の関係にあり、アカウントビリティの観点から開示する意義が大きい。他方、公務員等の氏名は、行政事務を遂行した公務員等を特定するために行政文書等に記録することが一般的ではあるが、同時に、公務員等の私生活における個人識別のための基本情報としての性格も有しており、開示した場合に公務員等の私生活に影響を及ぼす可能性が十分にある。そこで、公務員等の氏名については、民間の職員と区別することなく、情報公開法第5条第1号ただし書イの規定により開示の是非を判断することとしている。

ク 国の「情報公開に関する公務員の氏名・不服申立て事案の事務処理に関する取扱方針（各府省申合せ等）」中の「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。「以下「連絡会議申合せ」という。」）では、「各行政機関は、その所属する職員（・・・）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。なお、特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。①氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」とし、「上記取扱方針に基づき行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、今後は、情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、「慣行として公

にされ、又は公にすることが予定されている情報」（第5条第1号ただし書イ）に該当することとなり、開示されることとなる」と述べている。しかしながら、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成21年9月3日／平成21年度（行情）第192号）は、氏名等を公にした場合、当該職員が非違行為を行った、あるいはその疑いが濃厚であると同僚、知人等から誤認されるとともに、公務員としての資質に疑いを持たれるおそれがあるから、当該職員個人の権利利益を害することとなると認められ、連絡会議申合せに定める特段の支障の生ずるおそれがある場合に該当するとして、当該職員の氏名は不開示としている。

(2) 本件処分の検討

ア 上記(1)で述べたように、公務員等に係る情報も「個人に関する情報」であるという前提があることから、公務員の心身の状況、病歴、学歴、親族関係など、当該公務員の公務と直接関係のない情報については、公務員の個人に関する情報としてみだりに公開されるべきでないことは当然であり、公務員の公務に関連した情報であっても、公務員の勤務態度、勤務成績、処分歴等、個人の資質、名誉に関わる当該公務員固有の情報であって、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものについては、公務員の個人に関する情報としてみだりに公開されるべきではないのであって、かかる公務員の個人に関する情報は、条例第6条第2号に規定する「個人に関する情報」に含まれることは、明らかである。これは、たとえ、不祥事を起こした職員であっても同様である。

イ 本件処分により非公開とした情報は、職員の氏名、年齢、生年月日、採用年月日、勤続年数等といった職員の身分取扱い上に関する情報であって、公務に関連する情報ではあるが、個人の資質、名誉に関わる当該職員固有の情報というべきものであって、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものである。したがっ

て、当該情報は、条例第6条第2号に規定する「個人に関する情報」に該当し、公務員の職務の遂行に係る情報ではないから、非公開情報から除外されない。

ウ 本件処分により非公開とした情報が「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であるかについて、おそれの蓋然性が求められると主張する点については、当該事由に基づき非公開とした職員の自宅最寄駅、係名等の情報は、それらの情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、それらの情報と区の組織に関する規程、職員名簿等の他の情報とを組み合わせることにより、特定の個人が識別される可能性があるから、それらの情報を公にすることにより、個人の資質、名誉に関わる当該職員固有の情報が公開されてしまうことになり、なお個人の権利利益を害するおそれが十分にある。

エ 連絡会議申合せに基づき、職員の氏名を公開すべきとの審査請求人の主張は、上記(1)クで述べたように、採用できないものである。

オ 懲戒免職・停職・減給の処分又は戒告・訓告・厳重注意を受けた者は、情報公開法及び条例の法的保護を該当させるべきではないと主張しているが、法的保護を一律に該当させないこととする法的根拠は存在せず、当該主張は妥当ではない。

なお、本区の場合においても、処分内容及びその重大性、社会的影響等により、当該処分内容又は職員の氏名等について、区民等へ公表するか否かを区長において適切に判断し、公表する場合もある。

カ 以上のことから、本件処分により非公開とした情報は、条例第6条第2号ただし書ウには当たらないから、同号本文の規定に基づき、非公開とした。

キ 審査請求人は、審査請求書に「墨田区総務部職員課及び区民部税務課の失態について」等々の主張をしているが、これらは、本件処分に対する審査請求の対象となる事項とはならないものである。

ク よって、本件処分には違法又は不当な点は何らないので、本件審査請求は棄却されるべきである。

理 由

1 条例の構成と趣旨

条例は、「区民の区政情報の公開を請求する権利」を保障するとともに、区政に関する説明責務を全うし、開かれた区政の実現と区政に対する区民の理解と信頼を深めることにより、地方自治の本旨に即した区政を推進することを目的とし（第1条）、できるだけ区政情報を公開することを原則としている（第3条）。

他方、区政情報のうちには、私人の権利利益の保護や公益の保護等のため非公開とすべき情報が含まれる場合があることから、条例第6条第1号から第7号までのいずれかに該当する情報（非公開情報）が記録されている場合を除き、公開しなければならないと定めている。

そして、個人に関する情報については、みだりに公にされることのないよう最大の配慮をしなければならないと定め（条例第3条）、条例第6条第2号本文で、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として非公開とする旨を規定している。

さらに、条例第6条第2号ただし書では、

ア 法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（・・・）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

のいずれかの情報（以下「非公開除外情報」という。）に該当する場合には、同号本文に該当するものであっても、公開しなければならない旨を規定している。

2 本件対象文書と審査請求人が公開を求める事項

本件対象文書は、本裁判の別表の「対象文書」欄の1から7までにあるとおり、職員が起こした事故又は非違行為等に関する7件の事案につき、事案の概要や調査の報告等を内容とした文書である。

処分庁は、それらのうち、同別表の「処分庁が非公開とした部分」欄に記載された情報について、「非公開とした理由及び根拠」欄にあるとおり、いずれも条例第6条第2号本文の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下「個人識別情報」という。）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たるとして、その部分につき非公開とする決定をした。

これに対し、審査請求人は、それら非公開とされた情報のうち、同別表の「審査請求人が公開を求める部分」欄に記載された事項の公開を求めた。

そこで、審査請求人が公開を求める事項について、それらが条例第6条第2号本文の個人に関する情報であるか否か、さらにそうであるとした場合に、同号ただし書にいう非公開除外情報に該当するか否かを検討することとする。

なお、審査請求人は、懲戒免職・停職・減給の処分又は戒告・訓告・厳重注意を受けた職員は、情報公開法及び条例の法的保護を該当させるべきではないと主張する。しかし、本件の対象文書は、主に事故又は非違行為等、処分の端緒となり得る事実の報告を内容としたもので、必ずしも処分を受けたか否かを明らかにするものではない。また、公務員の職務に関する情報であっても、同時に当該公

務員の個人に関する情報の性質を有しているから、条例第6条第2号本文の個人に関する情報には、当然公務員たる個人の情報も含まれ、これを前提にただし書で非公開除外情報を定めているものと考えられる。したがって、何らかの非違行為があり、仮に処分を受けた場合であっても、一律に条例の保護の対象外とすべき理由はないから、その点の審査請求人の主張は失当である。

3 非公開情報該当性の検討

次に、同別表の「対象文書」欄の1から7までの文書に関して、審査請求人が公開を求める事項につき、順番に公開をすべきか否かを検討する。

(1) 「対象文書」1について

ア 条例第6条第2号本文の該当性

審査請求人が公開を求める事項のうち、事故発生者の氏名は明らかに個人識別情報であり、採用年月日、勤続年数及び担当名については、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報であると認められるから、いずれも条例第6条第2号本文に該当する個人に関する情報である。

また、管理監督者の担当名及び氏名、主査の氏名及び担当名並びに主事の氏名も、上記同様、条例第6条第2号本文に該当する個人に関する情報であるといえる。

イ 条例第6条第2号ただし書の該当性

本件対象文書は、事故又は非違行為として処分の対象となり得る事実につき事故発生者等の所属部長から区長宛てになされた報告文である。本件の事故発生者、管理監督者及び報告者（所属部長）は、いずれも条例第6条第2号ただし書ウにいう公務員等に該当するところ、報告をすることは、報告者である公務員にとってはその者が分任する職務の遂行といえるが、報告文に事故発生者又は管理監督者として記載された公務員にとっては、その者が分任する職務の遂行とはいえないから、同号ただし書ウには該当しない。

また、職員の非違行為について、実施機関が懲戒処分等を行った場合に、処分内容及びその重大性、社会的影響等により、当該処分内容又は職員の氏名等を区長の判断により公表する場合があるが、本件ではその対象とされた事実は確認できないから、一般的に条例第6条第2号ただし書アに該当するとはいえない。

さらに、条例第6条第2号ただし書イにいう人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要があると認められるべき公益上の保護や重大性、緊急性も認められないことは明らかである。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(2) 「対象文書」2について

ア 条例第6条第2号本文の該当性

上記(1)で述べたとおり、事故発生者及び管理監督者の氏名は明らかに個人識別情報であり、採用年月日、勤続年数及び担当名については、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報である。

イ 条例第6条第2号ただし書の該当性

本件の事故発生者及び管理監督者は、いずれも条例第6条第2号ただし書ウにいう公務員等に該当するが、上記(1)で述べたとおり、当該非違行為につき処分を受け得る立場にある者として報告を受けたことは、当該公務員にとってはその者が分任する職務の遂行とはいえないから、同号ただし書ウには該当しない。

さらに、事故発生者の非違行為についての処分は公表されておらず、今後公表される予定も認められないこと、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要があると認められるべき公益上の保護や重大性、緊急性があるとは認められないことも明らかであるから、条例第6条第2号ただし書のア及びイにも該当しない。

次に、本人の自宅最寄駅及び係名についてであるが、そのみでは特定の

個人を識別することはできないものの、それらが明らかにされると、区の組織規程や職員名簿、その他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される可能性がないとはいえない。さらに、本人の同僚、知人その他の関係者においては、それらが有する固有の情報やその他の情報と照合することにより、比較的容易に事故発生者を特定することができ、公開された情報と相まって事故発生者にとって他に知られたくないプライバシーにわたる機微な情報が関係者に知られたり、他に伝播したりするなどにより個人の権利利益が害されるおそれを否定できないから、これが公になることで個人の権利利益を害するおそれを否定することはできない。

したがって、これらの情報は、条例第6条第2号本文の非公開情報に該当し、かつ、同号ただし書の非公開除外情報のいずれにも該当しないから、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(3) 「対象文書」3について

本件の関係者の氏名及び職については、その者がいずれも幹部職員であったことから、処分庁が従前から幹部職員（副参事以上の職にある者）の氏名及び役職等を公表している取扱いを踏まえ、条例第6条第2号ただし書アに該当する情報としてその範囲で公開とされたところであるが、それ以外の採用年月日、勤続年数については、元々公にされ、又は公にされる予定のない情報であり、基本的にプライバシーに関わる事項として公にされることは望まない類いの情報である。よって、条例第6条第2号本文に該当する個人識別情報として非公開とされるべき情報である。

さらに、その性質上、条例第6条第2号ただし書イ及びウの非公開除外情報に該当しないことは明らかである。

したがって、処分庁がこれらの情報を非公開としたことは相当である。

(4) 「対象文書」4について

本件の管理監督者のうち、幹部職員である副参事の氏名は上記(3)と同様に公

開されているところではあるが、主事の氏名は上記(1)で述べたとおり、個人識別情報に該当し、かつ、非公開除外情報のいずれにも該当しないから、処分庁がこれを非公開としたことは相当である。

(5) 「対象文書」 5について

本件の事故発生者及び管理監督者の氏名、採用年月日、勤続年数、担当名等は、上記(1)で述べたとおり、個人識別情報に該当し、かつ、非公開除外情報のいずれにも該当しないから、処分庁がこれらの情報を非公開としたことは相当である。

(6) 「対象文書」 6について

本件の事故発生者の氏名、職務名、採用年月日、勤続年数は、上記(1)で述べたとおり、個人識別情報に該当し、かつ、非公開除外情報のいずれにも該当しない。

また、事故発生者の所属校名並びに管理監督者の所属校名及び職については、それだけでは特定の個人を識別することはできないが、学校名が明らかにされると他の情報と照合することで特定の個人が識別される可能性を否定できない。

さらに、管理監督者の氏名及び職についても、その氏名等が明らかにされることで学校名が判明し、他の情報と照合することで特定の個人が識別される可能性は否定できない。

他方、当該生徒の氏名及び学級担任の氏名は、個人識別情報に該当し、その性質上、非公開除外情報のいずれにも該当しないことは明らかであり、その所属校名については既に述べたとおりである。

したがって、処分庁がこれらの情報を非公開としたことは相当である。

(7) 「対象文書」 7について

本件の事故発生者の氏名、職名及び所属係名並びに関係職員の氏名は、上記(1)で述べたとおり、個人識別情報に該当し、かつ、非公開除外情報のいずれにも該当しない。

したがって、処分庁がこれらの情報を非公開としたことは相当である。

4 その他

審査請求人は、「墨田区総務部職員課及び区民部税務課の失態について」として、担当職員の態度や職務の処理が杜撰^{ずさん}であったかを種々論難するが、それらは本件処分の審査請求の対象とはならない事項にわたる主張であり、本件の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張にはいずれも理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

別表

対象文書	処分庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由 及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
1 平成27年8月13日付け「事故報告について」	報告文における「1 関係者」中の事故発生者の担当名、氏名、生年月日、採用年月日及び勤続年数並びに管理監督者の担当名及び氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため(条例第6条第2号)	報告文における「1 関係者」中の事故発生者の担当名、氏名、採用年月日及び勤続年数並びに管理監督者の担当名及び氏名
	別紙1 事故報告概要における「2 平成26年の事故概要」中の主事の氏名		別紙1 事故報告概要における「2 平成26年の事故概要」中の主事の氏名
	別紙1 事故報告概要における「3 学務課における講評事項への対応」中の主査の氏名及び担当名並びに主事の氏名		別紙1 事故報告概要における「3 学務課における講評事項への対応」中の主査の氏名及び担当名並びに主事の氏名
	別紙1 事故報告概要における「5 今後の対応」中の主事の氏名		別紙1 事故報告概要における「5 今後の対応」中の主事の氏名
2 平成27年11月18日付け「服務監察について」	報告文における「2 関係者」中の事故発生者の係名、氏名、年齢、生年月日、採用年月日及び勤続年数並びに管理監督者の係名及び氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人が識別できなくても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	報告文における「2 関係者」中の事故発生者の係名、氏名、採用年月日及び勤続年数並びに管理監督者の係名及び氏名
	報告文における「3 事件の概要」中の本人の自宅最寄駅、係名及び発言内容		報告文における「3 事件の概要」中の本人の自宅最寄駅及び係名
3 平成28年3月31日付け「服務監察について」	報告文における「2 関係者」中の生年月日、年齢、採用年月日及び勤続年数	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため(条例第6条第2号)	報告文における「2 関係者」中の採用年月日及び勤続年数
4 平成28年4月28日付け「事故報告について」	報告文における「2 関係者」中の管理監督者の氏名		報告文における「2 関係者」中の管理監督者の氏名
5 平成28年6月29日付け「事務報告について」	報告文における「1 関係者」中の事故発生者の担当名、氏名、生年月日、年齢、採用年月日及び勤続年数並びに管理監督者の担当名及び氏名		個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため(条例第6条第2号)
	報告文における「3 所管部長の所見」中の事故発生者の氏名及び管理監督者の氏名	報告文における「3 所管部長の所見」中の事故発生者の氏名及び管理監督者の氏名	
	別紙事故報告概要における「2 事故内容」中の事故発生者の氏名及び担当名並びに債権者の氏名	別紙事故報告概要における「2 事故内容」中の事故発生者の氏名及び担当名	

(続き) 5 平成28年6月29日付け「事務報告について」	別紙事故報告概要における「3 事情聴取の内容」中の事故発生者の氏名、管理監督者の氏名及び補助金請求者の氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（条例第6条第2号）	別紙事故報告概要における「3 事情聴取の内容」中の事故発生者の氏名及び管理監督者の氏名
	別紙事故報告概要における「4 学務課の対応」中の事故発生者の氏名及び担当名		別紙事故報告概要における「4 学務課の対応」中の事故発生者の氏名及び担当名
6 平成29年5月11日付け「事故報告について」	報告文における「1 関係者」中の事故発生者の所属校名、職務名、氏名、生年月日、年齢、採用年月日及び勤続年数並びに管理監督者の所属校名、職及び氏名		報告文における「1 関係者」中の事故発生者の所属校名、職務名、氏名、採用年月日及び勤続年数並びに管理監督者の所属校名、職及び氏名
	報告文における「3 所管部長の意見」中の事故発生者の氏名		報告文における「3 所管部長の意見」中の事故発生者の氏名
	別紙事故報告概要における「2 事故概要」中の当該生徒の所属校名及び氏名並びに事故発生者の氏名並びに学級担任の氏名		別紙事故報告概要における「2 事故概要」中の当該生徒の所属校名及び氏名並びに事故発生者の氏名並びに学級担任の氏名
	別紙事故報告概要における「3 事故原因」中の事故発生者の氏名並びに学級担任の氏名		別紙1 事故報告概要における「3 事故原因」中の事故発生者の氏名並びに学級担任の氏名
	別紙事故報告概要における「4 今後の対応」中の事故発生者の職務名及び所属校名		別紙事故報告概要における「4 今後の対応」中の事故発生者の職務名及び所属校名
	報告文における「2 関係者」中の事故発生者の氏名及び職名		報告文における「2 関係者」中の事故発生者の氏名及び職名
7 平成29年7月7日付け「事故報告について」	別紙保育料催告書等の誤送付についてにおける「1 概要」中の事故発生者の所属係名及び職名		別紙保育料催告書等の誤送付についてにおける「1 概要」中の事故発生者の所属係名及び職名
	別紙事実確認における「1 送付までの事務処理経緯」中の事故発生者の氏名及び関係職員の氏名		別紙事実確認における「1 送付までの事務処理経緯」中の事故発生者の氏名及び関係職員の氏名

令和元年11月5日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

令和元年11月5日

墨田区長 山 本 亨